

26水管第1179号
平成26年9月16日

水産政策審議会

会長 山下 東子 殿

農林水産大臣 西川 公也

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について（諮問第243号）

別紙のとおり、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）の一部を改正する省令を定めたいので、漁業法（昭和24年法律第267号）第65条第6項及び水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第4条第6項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令案の概要

1 現行制度の概要

- (1) かつお・まぐろ類については、混獲魚種を含め、中西部太平洋まぐろ類委員会（以下「WCPFC」という。）等の地域漁業管理機関において、混獲魚種も含めた資源の保存管理に必要な管理措置を採択しており、加盟国はこれを法令により担保しなければならないこととされている。
- (2) 当該管理措置について、我が国では水産動植物の採捕の制限や禁止、操業区域・期間の制限や禁止について定める指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号。以下「指定省令」という。）第17条及び別表第2においてこれを定めている。

2 改正内容

- (1) 本年6月に開催されたインド洋まぐろ類委員会（IOTC）年次会合において、ソマリア沖のキハダ、メバチ等の主要魚種の資源状況が回復してきたこと等に伴い、ソマリア沖における漁業種類ごとに期間を定めた禁漁措置（まき網漁船を用いて行う漁業にあっては11月1日から12月1日までの間、はえ縄漁船を用いて行う漁業にあっては2月1日から3月1日までの間。）を定めた決議12/13を改正して決議14/02を制定し、当該禁漁措置を廃止することが決定された（別紙参照）。
- (2) このため、当該禁漁措置を我が国法令において担保してきた指定省令別表第2大中型まき網漁業の項第10号の規定及び遠洋かつお・まぐろ漁業の項第13号の規定の削除を行い、我が国漁業者に対する当該禁漁措置も同様に廃止することとする。

3 施行日

IOTC設立協定第9条の規定に基づき、年次会合において採択された決議は、事務局から通知があった日（今回は6月10日）から120日後（今回は10月8日）に効力を生ずることとされていることから、本改正事項は本年10月8日から施行することとする。

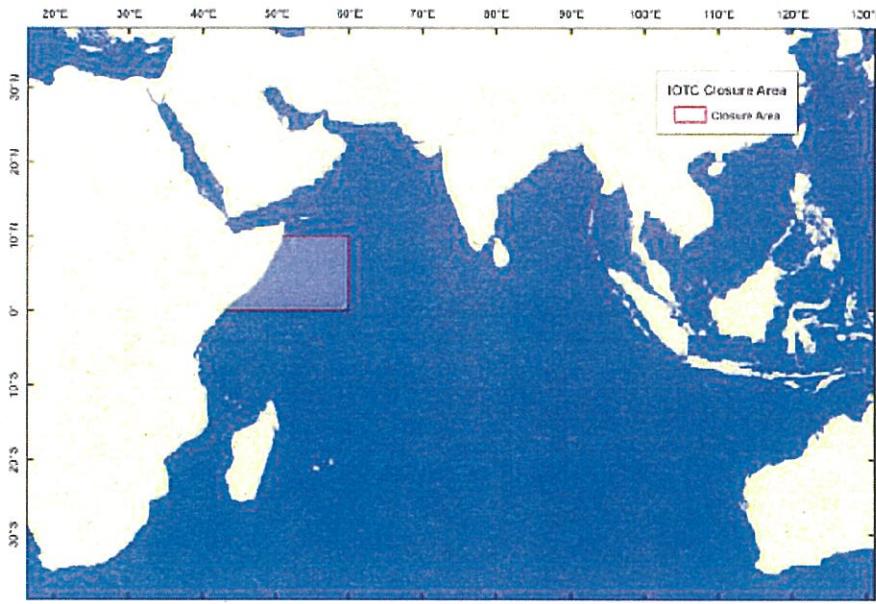
<参考>

水産政策審議会に諮問 平成26年9月16日（予定）
公布 水産政策審議会から答申の後、速やかに

ソマリア沖期間禁漁措置 決議新旧対照表

| 改正前の決議（12／13） | 改正後の決議（14／02） |
|--|---|
| <p>2. With the view to decreasing the pressure on the main targeted stocks and in particular on the yellowfin tuna and bigeye tuna in the IOTC area of competence for the years 2011, 2012, 2013 and 2014, the area defined by the following coordinates (Annex I) will be closed for longline vessels in each year from 0000 hours on 1 February to 2400 hours on 1 March, and for purse-seine vessels in each year from 0000 hours on 1 November to 2400 hours on 1 December:</p> <p>0° - 10° North 40° and 60° East</p> <p>2. 2011年、2012年、2013年及び2014年において主要漁業対象種、とりわけキハダ及びメバチに対する漁獲圧を削減する観点から、以下の領域（附属書I）は、はえ縄漁船については2月1日00:00から3月1日24:00までの間、まき網漁船については11月1日00:00～12月1日24:00までの間においては、禁漁となる。</p> <p>北緯0度～10度 東経40度～60度</p> <p>8. (略)</p> <p>11. CPCs shall implement the following action plan:</p> <ul style="list-style-type: none"> a) establishment of an allocation system (Quota) or any other relevant measures based on the IOTC Scientific Committee recommendations for the main targeted species under the IOTC competence; b) advice on the best reporting requirement of the artisanal tuna fisheries and implementation of an appropriate data collection system; c) the pilot project as specified in paragraph 8. <p>1.1. 加盟国及び協力的非加盟国は、以下の行動計画を履行するものとする：</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 漁獲枠の配分システム又は、IOTC管轄下の主要漁業対象種に係る科学委員会の勧告に基づく関連措置の構築 b) 小規模漁業の最適な報告要件及び適切なデータ収集システムの履行に関する助言 c) パラグラフ8に規定する試験的プロジェクト <p>14. This Resolution supersedes Resolution 10/01 <i>For the conservation and management of tropical tunas stocks in the IOTC area of competence.</i></p> <p>1.4. 本決議は、IOTC管轄海域における熱帯性まぐろ資源の保存管理に関する決議10／01に優越するものとする。</p> | <p>(削る。)</p> <p>1. CPCs shall implement the following action plan:</p> <ul style="list-style-type: none"> a) Establishment of an allocation system (Quota) or any other relevant measures based on the IOTC Scientific Committee recommendations for the main targeted species under the IOTC competence; b) Advise on the best reporting requirement of the artisanal tuna fisheries and implementation of an appropriate data collection system. <p>1. 加盟国及び協力的非加盟国は、以下の行動計画を履行するものとする：</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 漁獲枠の配分システム又は、IOTC管轄下の主要漁業対象種に係る科学委員会の勧告に基づく関連措置の構築 b) 小規模漁業の最適な報告要件及び適切なデータ収集システムの履行に関する助言 <p>2. This Resolution supersedes Resolution 12/13 <i>For the conservation and management of tropical tunas stocks in the IOTC area of competence.</i></p> <p>2. 本決議は、IOTC管轄海域における熱帯性まぐろ資源の保存管理に関する決議12／13に優越するものとする。</p> |

ソマリア沖期間禁漁措置 決議新旧対照表

| 改正前の決議（12／13） | 改正後の決議（14／02） |
|--|---------------|
| <p>附属書 I ANNEX I</p>  <p>The map displays the Indian Ocean region from 20°E to 120°E and 30°N to 30°S. A large blue shaded area represents the IOTC Closure Area, which covers most of the southern Indian Ocean. A smaller red rectangular box highlights a specific area in the northern Indian Ocean between approximately 50°E and 100°E and 10°N and 15°S. A legend in the top right corner identifies the areas: 'IOTC Closure Area' (blue) and 'Closure Area' (red).</p> | |

○指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令案 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

| 別表第二（第十七条関係） | | 改正案 | | 別表第二（第十七条関係） | | 現行 | |
|------------------------------|--------------------------------|---------------------------------|---|---------------------------------|---|---------------------------------|---|
| 指定漁業の名称 | 制限又は禁止の措置 | 指定漁業の名称 | 制限又は禁止の措置 | 指定漁業の名称 | 制限又は禁止の措置 | 指定漁業の名称 | 制限又は禁止の措置 |
| 大中型まき網漁業 | (略) | 大中型まき網漁業 | 一九 (略) (削る。) | 大中型まき網漁業 | 一九 (略) (略) | 大中型まき網漁業 | 一九 (略) (略) |
| 遠洋かつお・まぐろ漁業 | (略) | 遠洋かつお・まぐろ漁業 | 一九 (略) (削る。) | 遠洋かつお・まぐろ漁業 | 一九 (略) (略) | 遠洋かつお・まぐろ漁業 | 一九 (略) (略) |
| 二十六 北緯十度の線以北の西経四十五度の線から北緯十度西 | 十三 北緯十度の線以北の西経四十五度の線から北緯十度西 | 二十六 北緯十度の線以北の西経四十五度の線から北緯十度西 | 十三 赤道以北、北緯十度の線以南、東経六十度の線以西のインド洋協定海域における遠洋かつお・まぐろ漁業の操業は、毎年二月一日から同年三月一日までの期間内においては、禁止する。 | 二十六 北緯十度の線以北の西経四十五度の線から北緯十度西 | 十三 赤道以北、北緯十度の線以南、東経六十度の線以西のインド洋協定海域における遠洋かつお・まぐろ漁業の操業は、毎年二月一日から同年三月一日までの期間内においては、禁止する。 | 二十六 北緯十度の線以北の西経四十五度の線から北緯十度西 | 十三 赤道以北、北緯十度の線以南、東経六十度の線以西のインド洋協定海域における遠洋かつお・まぐろ漁業の操業は、毎年二月一日から同年三月一日までの期間内においては、禁止する。 |
| 二十七 北緯十度の線以北の西経四十五度の線から北緯十度西 | 十四 北緯十度の線以北の西経四十五度の線から北緯十度西 | 二十七 北緯十度の線以北の西経四十五度の線から北緯十度西 | 十四 北緯十度の線以北の西経四十五度の線から北緯十度西 | 二十七 北緯十度の線以北の西経四十五度の線から北緯十度西 | 十四 北緯十度の線以北の西経四十五度の線から北緯十度西 | 二十七 北緯十度の線以北の西経四十五度の線から北緯十度西 | 十四 北緯十度の線以北の西経四十五度の線から北緯十度西 |

經三十五度の点に至る直線、北緯十度西經三十度の点から北緯五度西經三十五度の点から北緯五度西經三十五度の点に至る直線、北緯五度西經三十度の点に至る直線、赤道と西經三十度の線との交点に至る直線、赤道と西經三十度の線との交点から赤道と西經二十五度の線との交点に至る直線及び赤道以南の西經二十五度の線に至る直線（次号から成る線以西の大西洋条約海域（次号から第二十九号までにおいて「西大西洋の海域」という。）における遠洋かつお・まぐろ漁業による体重三十キログラム未満のくろまぐろの採捕は、禁止する。ただし、体重三十キログラム未満のくろまぐろの漁獲重量が、その航海中の当該海域におけるくろまぐろの総漁獲重量の百分の十を超えない場合は、この限りない。

経三十五度の点に至る直線、北緯十度西経二十五度の点から北緯五度西経三十度の点に至る直線、北緯五度西経三十五度の点に至る直線、北緯五度西経三十五度の点から北緯五度西経三十度の点に至る直線、赤道と西経三十度の線との交点に至る直線、赤道と西経三十度の線との交点から赤道と西経二十五度の線との交点に至る直線及び赤道以南の西経二十五度の線から成る線以西の大西洋条約海域（次号から第三十号までにおいて「西大西洋の海域」という。）における遠洋かつお・まぐろ漁業による体重三十キログラム未満のくろまぐろの採捕は、禁止する。ただし、体重三十キログラム未満のくろまぐろの漁獲重量が、その航海中の当該海域におけるくろまぐろの総漁獲重量の百分の十を超えない場合は、この限りでない。

（略）

十五度の点から北緯五度西經三十五度の点に至る直線、北緯五度西經三十五度の点から北緯五度西經三十度の点に至る直線、北緯五度西經三十度の点から赤道と西經二十五度の線との交点から赤道と西經三十度の線との交点に至る直線及び赤道以南の西經二十五度の線から成る線以西の大西洋条約海域（次号から第二十九号までにおいて「西大西洋の海域」という。）における遠洋かつお・まぐろ漁業による体重三十キログラム未満のくろまぐろの採捕は、禁止する。ただし、体重三十キログラム未満のくろまぐろの漁獲重量が、その航海中の当該海域におけるくろまぐろの総漁獲重量の百分の十を超えない場合は、この限りでない。

（略）

二十七、三十一　（略）

十五度の点から北緯五度西經三十五度の点に至る直線、北緯五度西經三十五度の点から北緯五度西經三十度の点に至る直線、北緯五度西經三十度の点から赤道と西經三十度の線との交点から赤道と西經二十五度の線との交点に至る直線及び赤道以南の西經二十五度の線から成る線以西の大西洋条約海域（次号から第三十号までにおいて「西大西洋の海域」という。）における遠洋かつお・まぐろ漁業による体重三十キログラム未満のくろまぐろの採捕は、禁止する。ただし、体重三十キログラム未満のくろまぐろの漁獲重量が、その航海中の当該海域におけるくろまぐろの総漁獲重量の百分の十を超えない場合は、この限りでない。

（略）

二十八、三十一　（略）

○農林水産省令第 号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十五条第二項及び水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条第二項の規定に基づき、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年 月 日

農林水産大臣 名

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）の一部を次のように改正する。

別表第二大中型まき網漁業の項第十号を削る。

別表第一遠洋かつお・まぐろ漁業の項中第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、第十五号から第二十号までを一号ずつ繰り上げ、同項第二十七号中「第三十号」を「第二十九号」に改め、同号を同項第二十六号とし、同項中第二十八号を第二十七号とし、第二十九号から第三十二号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、平成二十六年十月八日から施行する。
(罰則の適用に関する経過措置)
- 2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。